

償却資産（固定資産税）申告の手引き

東 根 市

市税につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

償却資産を所有している方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在、東根市内に所在している償却資産について申告していただくことになっております。

つきましては、この手引きをご参照いただき、同封の申告書に必要事項を記入のうえ、提出期限までに申告していただきますようお願いいたします。

なお、課税標準額が免税点（150万円）未満で課税にならないと思われる場合や、償却資産に増減がない場合でも必ず申告をお願いいたします。

提出期限	<h2>令和6年1月31日（水）</h2> <p>※ 期間間近になりますと窓口が大変混雑いたしますので、1月15日（月）までの提出にご協力ください。</p>
提出先 問い合わせ先	<p>〒999-3795 山形県東根市中央一丁目1番1号 東根市役所 税務課 固定資産税係 < 市役所1階 11番窓口 > 電話(0237)42-1111 内線 2331~2334</p> <p>※ <u>申告書を郵送で提出される方で、控えの申告書に受付印が必要な方は、必ず返信用の封筒及び切手を同封してください。</u></p>

＜目次＞

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは	1
2 申告の対象となる資産	1
3 申告の対象とならない資産	1、2
4 償却資産の主な種類	2、3
5 業種別償却資産の具体例	4
6 建物附属設備にかかる償却資産と家屋の区分	5
7 申告漏れの多い資産	5
8 国税との比較	6

II 償却資産の申告について

1 申告が必要な方	7
2 提出書類	7

III 償却資産の評価と課税について

1 納税義務者	8
2 評価額の計算（減価残存率表）	8
3 税額の計算	9
4 免税点	9
5 課税標準の特例	9
6 非課税	9
7 過年度課税について	9
8 調査協力をお願い	10

IV 償却資産申告書等の書き方

1 償却資産申告書等の記入方法	10
2 申告書の記入方法がわからない場合	10
3 償却資産申告書の書き方	11、12
4 耐用年数表（抜粋）	13~15

～ 申告書には個人番号（マイナンバー）または法人番号の記載が必要です ～

I 償却資産のあらし

1 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供する事ができる資産で、その減価償却額が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもの（法人税または所得税が課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

なお「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけではなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても、償却資産に該当することとなります。

2 申告の対象となる資産

土地および家屋以外の有形固定資産で所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産となります。

したがって、次のような資産も事業の用に供する事ができる状態であれば申告の対象となります。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産
- ② 決算期以降に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ③ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ④ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- ⑤ 遊休・未稼働資産
- ⑥ 耐用年数が1年未満または取得価額が20万円未満の資産でも、税務会計上減価償却の対象としている資産
- ⑦ 割賦販売による購入または、ファイナンスリース契約（契約終了後、借主に所有権が移るもの）に基づいて使用しているもの
- ⑧ 取得価格が30万円未満の資産で、租税特別措置法の規定を適用し、即時償却しているもの【※1】

3 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税種別割・軽自動車税種別割の課税客体である車両（ナンバープレートの付いている農耕用トラクター等）
◎ 制度改正により、小型特殊車両に該当する農耕用トラクターによりけん引される農作業用トレーラについては、軽自動車税種別割の申告、課税対象となります。
- ② 棚卸資産（商品・製品・貯蔵品等）
- ③ 牛、馬、果樹その他の生物（観賞用・興行用の動植物は申告の対象となります。）
- ④ 繰延資産（創業費・開業費、開発費等）
- ⑤ 無形固定資産（ソフトウェア・特許権等）
- ⑥ 使用可能な期間が1年未満または取得価格が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金算入または必要経費とするもの【※2】
- ⑦ 取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却するもの。【※3】
- ⑧ 取得価格が20万円未満のリース資産

【※1】～【※3】については、【参考1】を参照してください。

[参考1]

償却方法と取得価格による申告対象の一覧

○ = 申告対象 × = 申告対象外

償却方法	取得価格			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却	○	○	○	○
中小企業特例 ※1	○	○	○	
一時損金算入 ※2 (必要経費)	×			
3年一括償却 ※3	×	×		

4 償却資産の主な種類

資産の種類		資産の名称等
1	構築物	門、塀、舗装路面、庭園、煙突、緑化施設、外構工事、キャピ、車止め、ビニールハウス、広告塔、井戸、石油タンク、簡易物置等
	建物附属設備	受変電設備、自家発電設備、屋外に配置された電気配線及びガス・上下水道の配管、消雪用送配管、無散水消雪等 ◎詳細は5ページ参照
2	機械及び装置	工作機械、印刷機械等の各種産業用機械、機械式駐車設備、変発電設備、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車※（ナンバープレートの分類番号「0」「00～09 及び 000～099」）等
3	船舶	ボート、モーターボート、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	貨車、台車、手押し車、フォークリフト等の大型特殊自動車※（ナンバープレートの分類番号「9」「90～99 及び 900～999」）及び農耕作業用自動車で最高時速が35 km/h 以上のもの等
6	工具・器具及び備品	事務机、事務椅子、パソコン、LAN 設備、ロッカー、レジスター、陳列ケース、冷蔵庫、理美容器具、医療用機器、テレビ、ファクシミリ、カメラ、コピー機、ルームエアコン、金庫、遊戯機器、看板、自動販売機、カーテン、じゅうたん、衝立、除雪機等

※大型特殊自動車については、3ページを参照ください。

[参考：大型特殊自動車について]

大型特殊自動車は、本来、道路運送の用に供するというよりは、むしろ、建設等のための機械として効用を発揮することを主目的とし、たまたま陸上を移動できるに過ぎないことから、自動車税の課税客体から除かれ、固定資産税の課税客体となります。

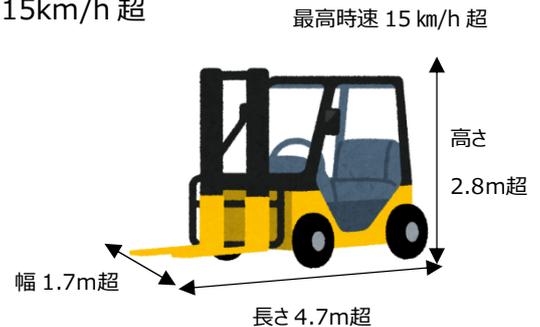
(大型特殊自動車とは)

- ①幅 1.7m超 長さ 4.7m超 高さ 2.8m超 最高時速 15km/h 超

↑これらの基準に一つでも該当するもの

- ②農耕作業用自動車についてはサイズに関わりなく、
最高時速 35km/h 以上のもの

例) フォークリフト、ショベル・ローダ、ロータリ除雪自動車、
タイヤ・ローラ等



(大型特殊自動車の分類番号)

課税客体となる大型特殊自動車は、自動車登録番号の分類番号により区分されます。

- ① 分類番号 0、00～09、000～099

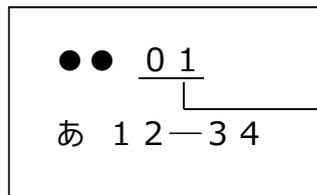
※大型特殊自動車のうち、建設機械に該当するもの。

- ② 分類番号 9、90～99、900～999

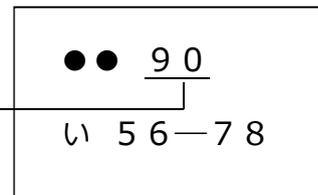
※大型特殊自動車のうち、建設機械以外のもの。

[例]

《建設機械の場合》



《建設機械以外の場合》



分類番号

5 業種別償却資産の具体例

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、自家発電設備、蓄電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲食業	接客用家具、接客用備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、室内装飾品等
理容業・美容業	パーマ器、理・美容椅子、消毒殺菌器、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備等
製パン業・製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医業・歯科業	各種医療機器（ベット、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用イス等
不動産貸付業	緑化施設等の外構工事、屋外の照明設備、屋外の給水設備等
工場	施盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
旅館、ホテル、バー、喫茶	ステレオ、ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、食器洗浄器、製氷器、カラオケ機器、ルームインジケータ設備、冷蔵庫、冷凍庫、放送設備、厨房設備、放送設備等
パチンコ店	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機等
ゲームセンター	店内放送設備、事務機器等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベルコンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャビネー等
木工業	糸鋸、帯鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、グラインダー、プレス機、剪断機、溶接機等
浴場業	温水器、濾過機、ボイラー、オイルバーナー、釜、ポンプ等
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
農業	ビニールハウス、ボイラー、冷蔵庫、耕うん機、田植機、動力噴霧器、刈取機等

6 建物附属設備にかかる償却資産と家屋の区分

家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となり家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価します。ただし、家屋に含めるものに該当していても、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産のためまたは業務用の設備等については償却資産として取り扱います。

設備の種類	償却資産となり申告が必要なもの	家屋と構造上一体となっているため、家屋の評価に含めるもの (申告は不要です)
電気設備	受変電設備、自家発電設備、工場用動力配線等	
	屋外照明設備(駐車場照明灯など)	固定された一般照明器具
	電話機、交換機等の装置	配線、配管
空調設備	ルームエアコン(ウインド型、壁掛型) クリーンルーム等の空調設備	家屋と構造上一体となった空調設備一式
厨房設備	客の求めに応じるサービス設備(飲食店、ホテル、旅館など)、寮、病院、社員食堂等の厨房設備	造りつけの調理台、流し台
運搬設備	屋外エスカレーター、生産用ライン用リフト、ベルトコンベア、垂直搬送機	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等
簡易間仕切	床から天井まで達しない程度	床から天井まで達する程度
その他	カーテン、ブラインド、文字看板、広告塔、集合郵便受、夜間金庫	エレベーター、エスカレーター

※ 家屋の借家人が、その事業の用に供するため、当該家屋に取り付けた内装、造作および建築設備等の建物附属設備については、固定資産税上償却資産となりますので、借家人において申告が必要となります。(地方税法第343条第10項)

7 申告漏れの多い資産

- ・ 舗装路面(工場の構内、アパートの駐車場など)、緑化施設、人工芝等の構築物
- ・ スチール製簡易物置、基礎のないプレハブ倉庫、給水タンク等の建物
- ・ 即時償却資産(取得価額30万円未満の資産で、全額損金算入したもの)
- ・ 大型特殊自動車

8 国税との比較

項目	固定資産税の取扱い（償却資産）	国税の取扱い（法人税・所得税）
償却期間の計算	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価（償却）の方法	一般の資産は定率法 （固定資産評価基準別表第15に定められた減価法を用いる） ※法人税法の旧定率法で用いる減価率と同じ	建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制 * 定率法選択の場合 ・H24.4.1以降取得 …定率法（200%定率法）を適用 ・H19.4.1～H24.3.31取得 …定率法（250%定率法）を適用 ・H19.3.31以前取得 …旧定率法を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳（※1）の制度	認めていない	認めている
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認めていない	認めている
増加償却（所得税・法人税）	認めている	認めている
評価額の最低限度額（償却可能限度額）	取得価格の5/100（取替資産、鉱業用坑道を除く）	備忘価格（1円）まで
改良費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価（一部合算も可）
少額の減価償却資産（使用可能期間が1年未満または取得価格が10万円未満）	損金算入したものは課税対象とならない（減価償却した場合は課税対象）	損金算入可能
一括償却資産（取得価格が20万円未満の減価償却資産）	損金算入したものは課税対象とならない（減価償却した場合は課税対象）	3年間で損金算入可能
青色申告書を提出する中小企業が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産	金額にかかわらず課税対象	損金算入可能

※1 圧縮記帳とは…法人税法等において、取得した資産の価格から補助金等の額を控除した額を取得価格とする制度。固定資産税上では認められていないため、圧縮前の通常の取得価格を申告してください。

II 償却資産の申告について

1 申告が必要な方

個人及び法人を問わず『事業』を営んでいる方のうち、令和6年1月1日現在、事業用の償却資産を所有し、事業を営んでいる方が対象となります。法人税を課されていない公益法人等も申告義務があります。

なお、償却資産は自己が使用するもののほか、他者に貸し付けているものも含まれます。

2 提出書類

申告内容や対象資産により異なるため、下表を参考にしてください。

申告内容	申告の対象となる資産		提出書類		注意事項
			償却資産申告書	種類別明細書	
初めて申告をされる方	令和6年1月1日現在、東根市内に所有する事業用資産	申告資産がある方	○	○	※申告書の「18 備考」欄①「1. 異動あり」を○で囲んでください。
		申告資産がない方	○	×	※申告書の「18 備考」欄①「3. 該当資産なし」を○で囲んでください。
前年度申告された方	令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に取得及び減少した資産	増減・変更がある方	○	○	※増加した資産、減少した資産（一部減少を含む）を記入してください。
		増減・変更がない方	○	○	※申告書の「18 備考」欄①「2. 増加減少なし」を○で囲んでください。
事業を廃止された方	令和6年1月1日現在、東根市内で事業を行っていない方		○	○	※申告書の「18 備考」欄に「廃業・解散等」の旨と、その年月日を記入してください。
電算申告される方	令和6年1月1日現在、東根市内に所有する事業用資産		○	○	※令和6年1月1日現在の取得価額・評価額・決定価格・課税標準額を出力のうえ、全資産の明細書を添付してください。 ※次年度より本市発行の申告書用紙は送付せず、はがきでの案内となります。

※番号法による本人確認資料の提示について

申告書には個人番号（マイナンバー）または法人番号の記載が必要です。個人番号を記載した申告書を提出いただく場合、番号法に定める番号確認及び本人確認を行いますので、ご提出の際は下記の資料（写しでも可）をご用意ください。（法人番号を記載した場合は不要。）

【申告者本人が申告書を提出する場合：①・②からそれぞれ一つずつ】

①番号確認資料…マイナンバーカード、個人番号付き住民票の写し等

②本人確認資料…顔写真付身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等）等
（東根市から送付された氏名・住所が印字済の償却資産申告書でも可）

* 代理人が申告書を提出する場合は、①申告者本人の番号確認資料、②代理人の本人確認資料、③代理権を確認できるもの（委任状（任意様式）、税務代理権限証書等）が必要です。

Ⅲ 償却資産の評価と課税について

受付した申告書をもとに、取得価額を基礎として「固定資産評価基準」に基づき、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

1 納税義務者

令和6年1月1日現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。

2 評価額の計算

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額 × (1 - 減価率 / 2)	前年度の価格 × (1 - 減価率)

- ※ 算出した評価額が取得価格の5%を下回る場合は、取得価格の5%の額が評価額となります。
- ※ 取得価格は原則として国税の取り扱いと同様です。
- ※ 減価率は原則として耐用年数表（財務省令）に掲げられている耐用年数に応じて定められています。

【参考】 <<減価残存率表>> 『固定資産評価基準』別表 15より

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)			前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)			前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)
				21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962

3 税額の計算

税額は、課税標準額に税率（1.4％）を乗じた額です。

※課税標準額・・・評価額をもとに課税標準額を決定します。通常は評価額＝課税標準額です。

$$\text{税 額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (1.4 / 100)$$

《例》 償却資産の課税標準額の合計が 2,538,980 円の場合

$$\begin{array}{rclcl} 2,538,000 \text{ 円} & \times & 1.4/100 & = & 35,500 \text{ 円 (税額)} \\ (1,000 \text{ 円未満切捨て}) & & & & (100 \text{ 円未満切捨て}) \end{array}$$

4 免税点

地方税法 351 条に規定のとおり、償却資産の課税標準額の合計額が 150 万円未満（免税点未満）の場合は、課税されません。

ただし、免税点未満となるかどうかの判断は税務課で行いますので、資産の多少にかかわらず、必ず申告してください。

5 課税標準の特例

＜地方税法第 349 条の 3、地方税法附則第 15 条、第 15 条の 2、第 15 条の 3、旧地方税法附則第 64 条＞に規定する資産については、課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。該当する資産を取得された場合は、それを証明する関係書類と、「固定資産税（償却資産）課税標準の特例申請書」を提出してください。申告書の用紙は東根市税務課固定資産税係までご請求ください。（東根市のホームページからダウンロードすることもできます。）

6 非課税

＜地方税法第 348 条＞に規定する資産については非課税となります。該当する資産を取得された場合は、該当する資産である旨を証明する関係書類と、「固定資産税（償却資産）非課税申請書」を提出してください。申告書の用紙は東根市税務課固定資産税係までご請求ください。（東根市のホームページからダウンロードすることもできます。）

7 過年度課税について

過年度において申告すべきであった資産について今回申告がなされた場合は、税法上の規定による期間（最大で過去 5 年間）における申告すべきであった年度以降の、各年度毎に課税させていただきます。ご承知おきください。

8 調査協力をお願い

地方税法第353条、第408条の規定により、調査を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、調査の結果によっては修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税は資産の取得年次に応じて過去に遡及することになりますので、あらかじめご承知おきください。

IV 償却資産申告書等の書き方

1 償却資産申告書等の記入方法

○償却資産申告書等の記入における注意点

- ① 申告書等の用紙は二枚複写ですので、黒のボールペンで記入してください。
- ② 申告内容により提出書類や記入の仕方が異なります。手引きP7 **2 提出書類**をよく読んでから記入してください。
- ③ 本市から送付した申告書等を使用しない場合でも、所有者コードの確認のため必ず一緒に提出してください。
- ④ 該当資産が無い場合・増減や変更が無い場合・事業廃止の場合でも、申告書の提出は必要です。(手引きP7 **2 提出書類**を参照してください。)
- ⑤ P11、12の「記入例」に従って記入してください。

2 申告書の記入方法がわからない場合

表紙記載の問い合わせ先（東根市役所税務課固定資産税係）へお問い合わせ下さい。

2 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

※初めて申告される方は④へ

★記入上の注意

- ①黒のボールペンで記入してください。
- ②手引きP7 [2 提出書類]をよく読んで記入してください。
- ③網掛けの部分は記入しないでください。(電算申告の方を除く)

令和6年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者コード		所有者名		2枚のうち							
※ 84095324		さくらんぼ東根株式会社		1枚							
資産の種類 番号	資産の名称等	数量	取得年月 年号	取得価額 千円	耐用年数	減価残存率	額 千円	課税標準額 千円	課税標準額 千円	増加事由	摘要
01	内装設備一式 機械設備	1	昭 60 1 年 1 月	580,000	10	0.794	580,000	580,000	580,000	1-2 3-4	
02										1-2 3-4	
03										1-2 3-4	
04	オフセット印刷機	1	平 15 8 年 8 月	300,000	10	0.794	300,000	300,000	300,000	1-2 3-4	
05										1-2 3-4	
06										1-2 3-4	
07	コピーカメラ	1	平 59 1 年 1 月	310,000	4	0.562	310,000	310,000	310,000	1-2 3-4	
08										1-2 3-4	

①修正する場合

・・・修正する箇所を「ニ」で消し、修正後の内容を上段に記入してください。

②一部減少した場合

・・・修正(減少)箇所を「ニ」で消し、変更後の数量・取得価額を上段に記入してください。

③減少した場合

・・・減少する資産を「ニ」で消して下さい。資産の種類、資産コードは消さないでください。

④増加した場合・新規取得した場合

「1. 構築物、2. 機械及び装置、3. 船舶、4. 航空機、5. 車両及び運搬具、6. 工具、器具及び備品」のうち、資産の種類に対応する1～6までの数字を記入してください。

資産の名称・規格等を具体的に記入してください。

取得年月を記入し「年号」昭和・・・平成・・・令和・・・を記入してください。

資産を取得するために要した費用(運賃、手数料、据付費等を含む)を記入してください。圧縮記帳は地方税法上認められませんが、圧縮前の取得価額を記入してください。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭40.3.31大蔵省令第15号)に基づいて記入してください。短縮耐用年数及び中古資産の見積り耐用年数を適用しているもので、その耐用年数を記入してください。

記入不要です。前年度申告された方はプリントして下さい。

所有者名を記入してください。前年度申告された方はプリントして下さい。

該当する番号を○で囲んでください。
増加事由
1. 新品取得
2. 中古品取得
3. 移動による受入
4. その他

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者コード		所有者名		1枚の							
※				1枚							
資産の種類 番号	資産の名称等	数量	取得年月 年号	取得価額 千円	耐用年数	減価残存率	額 千円	課税標準額 千円	課税標準額 千円	増加事由	摘要
01	パソコン	1	令 4 5 年 4 月	550,000	4		550,000	550,000	550,000	3-2 3-4	
02										1-2 3-4	

4 耐用年数表（抜粋）

1 農林業用減価償却資産の耐用年数

種 類		細 目	耐用年数
構 築 物	主としてコンクリート造の構築物	果樹又はホップだな	14
	主として木造の構築物	果樹又はホップだな	5
	器具・ 備品	ビニールハウス	基礎があり、簡易に解体・組立が出来ないもので金属製のもの（構築物）
一般的なビニールハウス（器具及び備品）			10
機 械 及 び 装 置		ボイラー等の恒温装置と併せて取得し、一括して申告するもの（機械及び装置）	7
	トラクター	乗用トラクター	7
	耕うん整地用機具	ブラウ、ロータリー、ハロー、代掻機、均平機、うねたて機	
	耕土造成改良用機具	心土破碎機、みぞ堀機、穴堀機	
	栽培管理用機具	堆肥散布機、施肥は種機、石灰散布機、田植機、移植機、育苗機、中耕除草機、スプリンクラー、マルチャー、暖房機、温室自動天窓開閉装置、温室自動換気装置、走行式作業台	
	防除用機具	スピードスプレヤ、散粉機、噴霧機、ミスト機、煙霧機、土壤消毒機	
	穀類収穫 調製用機具	自脱型コンバイン、刈取機（バインダーを含む）、稲わら収集機、わら処理カッター、脱穀機、もみすり機、穀物乾燥機	
	飼料作物収穫 調製用機具	ロータリーモア、フォーレージハーベスター、ハイコンディショナー	
	果樹、野菜、花き収穫 調製用機具	野菜洗浄機、洗浄機、掘取機、果実洗浄機、しいたけ乾燥機	
	農産物処理 加工用機具	選果機、ワックス処理機、自動封かん機	
	家畜飼養管理用 機具	自動給じ機、自動給水機、搾乳機、牛乳冷却機、畜舎清掃機、ふ卵機、保温機、飼料粉碎機、飼料配合機	
	運搬用機具	トレーラ（※）、ワゴン、動力運搬車、モルレルカー	
	その他の機具	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	

（※）小型特殊車両に該当する農耕用トラクターによりけん引される農作業用トレーラについては、軽自動車税種別割の申告、課税対象となります。

2 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数

種類	構造・用途	細目	耐用年数
建物 附属 設備	電気設備 (照明設備を含む)	蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水又は衛生設備 及びガス設備		15
	冷暖房、通風又は ボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下のもの） その他のもの	13 15
構 築 物	広告用	金属造のもの	20
		その他のもの	10
	緑化施設及び庭園	工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く）	7 20
	舗装道路及び 舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷 アスファルト敷	15 10
車 両 運 搬 具	特殊自動車	除雪車	4
	前掲以外のもの	自転車	2
		フォークリフト	4
器 具 及 び 備 品	家 具 ・ 電 気 機 器 ・ ガ ス 機 器 及 び 家 庭 用 品	事務机、いす、キャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15 8
		応接セット 接客業用のもの その他のもの	5 8
		陳列棚、陳列ケース 冷凍機・冷蔵機付のもの その他のもの	6 8
		その他の家具 接客業用のもの その他のもの	5
		主として金属製のもの その他のもの	15 8
		ラジオ、テレビ、その他の音響機器	5
		冷房用又は暖房用機器	6
		冷蔵庫、洗濯機、その他の類似の電気又はガス機器	6
		カーテン、座布団、寝具、丹前、その他の類似の繊維製品	3
		じゅうたんその他床用敷物（小売業用、接客用）	3
		室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの	15 8
		食事又は厨房用品 陶磁器製・ガラス製のもの その他のもの	2 5
		その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	15 8

種類	構造・用途	細目	耐用年数
器 具 及 び 備 品	事務 機 器 通 信 機 器	謄写機器及びタイプライター 孔版印刷・印書業用のもの その他のもの	3 5
		電子計算機 パソコン その他のもの	4 5
		コピー機、レジスター、タイムレコーダー、ファクシミリ	5
		その他の事務機	5
		インターホン及び放送用設備	6
		電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備 その他のもの	6 10
	時計、試験機器 及び測定機器	時計	10
		度量衡器	5
		試験又は測定機器	5
	光学機器及び 写真製作機器	カメラ、映写機、望遠鏡	5
		引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	8
	看板及び広告器具	看板、ネオンサイン、気球	3
		マネキン人形及び模型	2
		その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	10 5
	容器及び金庫	ボンベ 溶接性のもの	6
		金庫 手さげ金庫 その他のもの	5 20
		理容又は美容機器	5
	医 療 機 器	消毒殺菌用機器	4
		手術機器	5
		調剤機器	6
		歯科診療用ユニット	7
		光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの	6 8
		レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの その他のもの	4 6
		その他のもの 陶磁器製・ガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 10 5
		娯楽・スポーツ器具及び 興行又は演劇用具	パチンコ器その他類似の球戯用具及び射的用具
	碁、将棋、麻雀、その他の遊戯具		5
	スポーツ具		3
	その他のもの		5
	前掲以外のもの	葬儀用具	3
		楽器	5
自動販売機		5	
焼却炉		5	

申告書の提出は 便利な電子申告をご利用ください

地方税ポータルシステム（e L T A X : エルタックス）を利用した償却資産の申告を受け付けております。

- 自宅やオフィスのパソコンから、インターネットを利用して申告等の手続きを行うことができます。
- 初めて利用される場合は、利用届出（新規）の提出が必要です。

エル
eLTAX

の利用開始、利用方法は、e L T A Xヘルプデスクまでお問い合わせ下さい。

- ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>
- 電 話 0 5 7 0 - 0 8 1 4 5 9（ハイシンコク）
 - ※ 上記の電話番号でつながらない場合は、03-5521-0019
 - ※ 月～金（土日、休祝日、年末年始は除く）
 - ※ 9:00～17:00

